



新型インフルエンザワクチン接種のお知らせ



(平成 22 年 1 月 22 日作成)

新型インフルエンザワクチンは希望するすべての方への接種が可能になりました。

1. 接種回数

接種回数	13 歳未満	2 回
	13 歳以上	1 回

基礎疾患を有する方のうち、著しく免疫反応が抑制されていると医師が判断した場合は 2 回接種することもあります。

2. 接種費用と助成制度

接種費用	1 回目	3,600 円
	2 回目	2,550 円

1 回目と異なる医療機関で接種する場合は 3,600 円となります。

次の方については助成制度があります。

1 回目及び 2 回目が無料の方			
対 象	医療機関窓口への提出(提示)する書類	接種費用等	
生活保護世帯の方	生活保護受給者証	無料	
市民税非課税世帯の方	世帯主の市民税非課税証明書(コピー可)		
中国残留邦人等支援法に基づく特定中国残留邦人などの方	中国残留邦人等本人確認証		
2 回目のみ無料の方			
1 歳～小学 6 年生	「母子健康手帳」、「各種健康保険被保険者証」又は「住民票」など年齢を証明できるもの	1 回目	3,600 円
		2 回目	無料

上記の方で、既に接種費用をお支払いの方も助成の対象となりますので、地域保健課へご連絡下さい。

3. 新型インフルエンザワクチンの接種は強制ではなく任意の接種となっています。

ワクチンには効果とリスクがあります

インフルエンザワクチンは多くの方に重症化予防というメリットをもたらしますが、接種後に腫れや発熱、あるいはごくまれなケースですが、重い副作用を引き起こすこともあります。接種するかどうかは、医師からの説明や情報を踏まえ、ご自分で判断してください。

長崎県の新型インフルエンザ対策専門部会では、「長崎県では、本年 8 月以降に A 型インフルエンザと診断された人は必ずしも接種の必要はない」と発表しています。

4. 接種を受ける時に必要なもの

接種対象者	医療機関の窓口へ提示する書類
基礎疾患を有する方	「優先接種対象者証明書(かかりつけ医で発行)」 かかりつけ医で接種する場合は必要ありません
妊婦	「母子健康手帳」
1歳から就学前の幼児	「母子健康手帳」又は「各種健康保険被保険者証」
1歳未満の小児の保護者	「母子健康手帳」、「各種健康保険被保険者証」又は「住民票」など小児と同一世帯であることを証明できるもの
優先接種対象者の内、身体上の理由で 予防接種できない方の保護者等	A 「優先接種対象者証明書(の場合と同じ)」
	B 「各種健康保険被保険者証」又は「住民票」など優先接種 対象者と同一世帯であることを証明できるもの
	A及びBを提示してください
小学生から高校生に相当する年齢の方	「各種健康保険被保険者証」、「学生証」又は「住民票」
65歳以上の方	「各種健康保険被保険者証」、「運転免許証」又は「住民票」
上記以外の方	必要ありません

5. 接種場所について

内科、小児科、産婦人科などの医療機関で受けられますので、接種を希望される方はかかりつけ医または、お近くの医療機関にご相談ください。接種を行う医療機関がご不明の場合は、長崎市のホームページをご覧ください。

16歳未満の方が接種を受けられる際は保護者の同伴が必要ですが、中学生に相当する年齢の方は、その保護者が接種の安全性等を十分理解し同意することで、同伴がなくても接種は可能です。その場合同意書及び予診票の持参が必要ですのでホームページをご覧ください。

(http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/kenko/topics/flu_consent_form.pdf)

インフルエンザに関するお問い合わせは、長崎市地域保健課へ

電話：095-829-1153 FAX：095-829-1221、E-mail: kenko@city.nagasaki.lg.jp

ホームページ「桜町健康通信」(<http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/kenko/>)

長 崎 市 (平成22年1月22日発行)

